平成２８年（フ）第１９２５号
名古屋市千種区春岡１丁目29番１号　シーガル池下302号
破産者　中村　良昭
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７７７号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1508番地の６　宮田荘３棟404号
破産者　香山　重緒
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７８号
名古屋市熱田区千年２丁目11番３号
破産者　浜焼太郎栄店こと　原　　真生
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９３３号
名古屋市中川区中花町184番地　ＴＹマンション305号
破産者　山田　幸弘
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５０号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ケ丘荘17棟401号
破産者　柴田　智美
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９８７号
名古屋市天白区野並２丁目423番地　第５梅野ビル503号、従前の住所名古屋市東区泉３丁目13番22号　シティコーポ泉205号
破産者　高橋　由香
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４号
京都府亀岡市北河原町１丁目２番25―503号
破産者　岡　　恭子
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第７５８号
神戸市中央区下山手通８丁目15番31号　リトルサンシャイン102、開始決定時の住所神戸市中央区磯辺通４丁目１番28―1122号
破産者　ギャラリーゆめこと川崎こと　和田将剛
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５７号
神戸市北区鈴蘭台北町７丁目10番21号、従前の住所神戸市北区山田町小部字南山２番地の700
破産者　**濵**中　和也
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６６号
広島市南区段原南２丁目５番12―302号
破産者　倉本晋一郎
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４０号
広島市中区江波南２丁目17―27―802　ファミール江波公園ツインズ壱番館、住民票上の住所広島市安佐南区大塚西２丁目32番11号
破産者　川又　英治
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９９号
高知市はりまや町２丁目３番15号　レガシィ21―702
破産者　中山　廣之
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５９号
高知市一宮東町３丁目２番15号
破産者　阿部　　明
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４１号
北海道帯広市西20条南５丁目２番６号　シティーパーク希望
破産者　広島　雄太
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
青森市沖館３丁目５番15号
破産者　児玉　一隆
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
青森市大字新城字平岡160番地1154、住民票上の住所青森市蛍沢３丁目５番１号　市営住宅戸山団地８－３
破産者　田中　寛美（申立時の姓工藤）
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７０号
秋田県山本郡三種町大口字上の沢38番地４
破産者　金子　勝昭
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部